環循規発第 2302224 号

認　定　証

５．（１）に掲げる者　殿

下記のとおり廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和 45 年法律第 137 号）第 15 条の４の３第３項において準用する第９条の９第６項の変更の認定を受けた者であることを証する。

令和５年２月 22 日

環境大臣　西村　明宏

記

１．認定の年月日　平成 16 年４月 23 日

２．認定番号　第１号

３．産業廃棄物の種類

５．（１）に掲げる者が自ら又は他人に委託して製造した繊維製品（合成繊維又は合成樹脂を含む。）が産業廃棄物となったもの

４．処理を行う区域

全国